

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時57分)

---

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、3番、清水勝一君、4番、村上誠一君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には、事務局、小山邦之君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議長 議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号について説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

村長から令和4年8月30日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和4年9月12日提出。榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、志岐課長補佐から説明をいたします。

議長 それでは、志岐課長補佐、説明を求めます。

志岐課長補佐 産業振興課の志岐です。よろしく願いいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画について説明いたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案1件となっております。

計画でございます。利用権を設定する貸手は長岡の方。使用貸借の設定で、農地の所在は山子田字北野1885番1。現況地目は畑。面積は818平米となっております。借手は長岡の農事組合法人で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和4年10月1日より5年間で、令和9年9月30日までとなっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

ここで、志岐課長補佐、退席を認めます。

(志岐課長補佐退席)

---

#### ◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書は5ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

図面番号1、番号1。

農地の所在は大字山子田字新保654番2。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,056平米。権利種別は3条有償移転。内容は売買。譲渡人は前橋市の方です。経営面積は自耕作地10.6アール。申請事由は農地の管理ができず困っていたところ、譲受人より申出があり応じるとのことでございます。譲受人は広馬場の方です。経営面積は自耕作地65.7アール。申請事由は農業及び造園業を営んでいるが、経営規模拡大のため造園用植木の苗木育成用地として申請地を譲り受けしたいとのことでございます。受入れ世帯の稼働人員は2人中2人です。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

なお、議案書6ページには議案番号第2号、番号1の農地法第3条調査書を添付させていただきます。

以上で、番号1の説明とさせていただきます。

議長 番号1について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員3番、湯浅君。

湯浅委員 推進委員3番、湯浅です。

先ほどの議案番号1について少し補足させていただきます。

内容は先ほどの事務局長の説明どおりですが、少し付け足しますと、申請地の南は村道に接し、北側畑、西と東は水田となっております。なお、申請地の使用目的は造園用の苗木の栽培ということですから、周囲に影響がなく、許可相当と思われますので、審議のほうをよろしくお願いします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

7番、小川委員。

小川委員 7番推進委員の小川です。

勉強不足で申し訳ないのですけれども、この造園の苗木とあるのですけれども、苗木、当然大きくなりますよね。その大きさとか、あるいはその栽培する期間がどのぐらいなのか教えてもらえばと思うのですけれども、お願いします。

議長 事務局。

事務局長 ただいまの小川推進委員からの質問でございますが、苗木の育成の高さであるとか、育成期間についての取決めは特にないということでございます。また、申請書にはいつぐらいの時期に出荷するといった育苗中の計画等の内容については記載がないということでございます。

以上です。

議長 7番、小川君。

小川委員 期間がないということですが、あまり大きくなってしまえば畑としての、農地としての目的がちょっと違ってくるのかなと思うのですけれども、ある程度の大きさになったらすれば、当然出荷するなり何かをするとは思うのですけれども、もし何ならその辺のところをよく確認してもらってということをお願いします。

議長 事務局。

事務局長 今、小川推進委員からお話のあった件につきましては、申請者の結果をお知らせする際にお伝えをさせていただきたいと考えます。

なお、育苗期間を経過して樹木に相当するものとなれば、当然畑としての機能では

なくなりますので、それについては転用が必要であれば、そちらの手續とまた別の手續をするようにということで促す場合も出てくるかと思われま

以上です。

議長 ただいま案件についていろんな意見が出たわけですが、この案件について買い受ける方に、次の農地相談に来ていただいて、そういった説明をしてから判断したい。今回は保留にしたほうが良いと思うので、保留に賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ですので、この案件については保留といたします。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号2について説明申し上げます。

議案書は5ページとなります。

議案第2号、図面番号2をご覧ください。

1筆目の農地の所在は大字新井字桃泉2551番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は466平米です。2筆目の農地は大字広馬場字南2845番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は80平米です。3筆目の農地の所在は大字広馬場字南2853番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は691平米です。4筆目の農地の所在は大字広馬場字南、地番は2854番。地目は登記簿、田。現況は農業用施設となっております。面積は593平米です。5筆目の農地の所在は大字広馬場字南2955番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は474平米です。6筆目の農地の所在は大字広馬場字南3019番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は85平米です。7筆目の農地の所在は大字広馬場字南3,055番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は578平米です。8筆目の農地の所在は大字広馬場字南3055番3。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,151平米です。8筆の合計面積は4,118平米となっております。権利種別は3条有償移転。内容は売買。譲渡人は前橋市の方です。申請事由につきましては、譲渡人の要望を受け、申請地を譲渡するとのこととさせていただきます。譲受人の方は渋川市の方です。経営面積は自耕作地2,244.3アール。借入地519.5アール。経営面積は2,763.8アールでございます。申請事由は渋川市を拠点に多角的に農業経営をしているが、規模拡大のため申請地を譲り受けたいとのこととさせていただきます。受入れ世帯の稼働人員は3人中3人でございます。

なお、議案書7ページに番号2について農地法第3条調査書を添付しております。

また、譲受人は本村以外の自治体に所有する農地があることから、現在の耕作状況等を関係市町の農業委員会へ照会したところ、耕作放棄地となっている農地や無断転

用となっている農地があることを回答いただいております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

6番、十河君。

十河委員 ただいまの第3条2番について、事務局の説明どおりですけれども、地元の委員として少し補足させていただきます。

桃泉の場所は、岩田のきのご園さんのところを南に入ったところの畑になって、そこはちょっと耕作していただいているので、今はきれいになっています。次の2番目、3番目、4番目のところは現地確認調書の5ページになります。その3筆は今現在牛舎が建っており、その牛舎は使われておりません。その下、4筆はブドウ園の中に、6ページのところはハルナビバレッジさんから入ったところで2筆になっているのですけれども、そこは何年もここで耕作放棄地として対処されていない場所と、あと残りの2筆も小さいところと、あと耕作放棄地になっているところと、地元としては、耕作していただける方がいればとてもありがたい場所ではあしませんが、事務局長から説明があったとおり、他市町村の農業委員会から譲受人の所有地する農地に耕作放棄地や違反転用があるとのことなので、皆様に審議をしていただいて結果を出していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから事務局が他市町村からの回答で耕作放棄地があるということで、これを売買して自分のものになって、また耕作放棄地になるのではないかと、そんな説明に聞こえたわけでございますので、他に何か意見、皆様からあったらお願いいたします。

高橋委員。

高橋委員 11番農業委員、高橋です。

今までの話を聞いていると、事務局の方が調べた感じ、受け取った感じでいいと思うのですけれども、譲受人の人はどういう目的、意思があつてこの土地を買おうとしたのか。農作物、一応作ると書いてあるのですけれども、それを榛東まで来てやるのか。対市町村でできていないという状況があると今説明あつたのですけれども、どうなのでしょう。

議長 事務局。

事務局長 今回申請された方につきましては、今回3条の申請の上がつた土地以外にも榛東村に所有されている土地がございまして、そちらについては過日確認したところ、トラクターをかけられて管理をされている状況にはなっておりました。ただ、田んぼ

と田んぼの間で作付がされている状況ではなかったのですが、今後作付するかどうかはちょっと確認取れないんですが、現状はトラクターの耕耘された跡が確認できました。申請されている方の書面の中でございますけれども、地域の農地の利用調整には協力しますと。農薬使用方法等についても地域の防除基準に従います。申請地につきましてはトウモロコシ、かき菜を作付したいといった計画予定を記載されております。全体としてはなりますが、田んぼ、畑等を所有されており、作付予定作物としては米、コンニャク、トウモロコシ、かき菜、タマネギなどの耕作作物を作付したいといった資料の提出がございます。現状では以上となっております。

議 長 高橋委員。

高橋委員 前にもこういう例があったと思うのですがけれども、やはり今まで所有している農地の作付を始めてから新しい農地を購入してやるという普通手順はそんなかと思うのですが、その辺の審議をよろしく願いいたします。

議 長 ほかに何か意見ございますか。

柳岡委員。

柳岡委員 12番農業委員、柳岡です。

今、話を聞いてますと、榛東村にも農地を持って耕したところはあるわけですが、ほかの市町村の農地で耕作放棄地や違反転用があるということですが、そういうところを解消してから確実に市町村の耕作地が作物をつくられているという状況を判断してから、この案件についてはまた審議したほうがいいのではないかというふうに思います。

以上です。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

小川委員 現地確認調書の5ページの2845-2と2853と2854はたしか牛舎だと思うのですよね。コンクリが打つてあると思います。もしこれ耕作する、もしというか効率的に全部を耕作することになりますので、トウモロコシとかき菜を栽培するという計画なので、コンクリートを剥いでそういう栽培をしてもらおうということなろうかと思うのですが、その辺の確認とかはできてないでしょうか。

以上です。

議 長 事務局。

事務局長 今、小川推進委員から質問のあった5ページの右上のほうですかね。5筆大きくマジックで描かれている中の3筆です。染谷川の近くにある施設等で、農業施設となっているものがあるということですが、こちらの農業施設についての譲渡された後、所有権が移った後にそこをどういうふうにするというところまでの記載については、

今回の申請にはございません。作付について、先ほどお話をさせていただいたような作物を作付けるということとなっております。既存の農業用施設等についての触れられているものがございませんので、そこについては事務局としても確認ができてないといった状況となっております。

以上です。

議 長 ほかに何か意見ございますか。

(「なし」という声あり)

議 長 ないようですので、それでは、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 賛成ゼロということで、この案件については不許可と決定します。

---

### ◎議案第3号

議 長 それでは、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号について説明申し上げます。

議案書は8ページ、現地確認調書は14ページからとなります。

議案第3号、番号1、農地の所在は大字山子田字御堀900番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は551平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は山子田の方です。譲受人も山子田の方です。転用目的は露天駐車場用地。施設等は駐車場となっております。転用理由につきましては、譲受人は現在、申請地の隣接地に工場を有する会社の役員をしているが、社用の既存駐車場スペースが足りず不便していたため、申請地を譲り受けし、露天駐車場用地として利用したいとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことでございます。備考でございます。申請地は用途地域内。農地区分は3種農地となっております。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議 長 番号1について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員3番、湯浅君。

湯浅委員 推進委員3番、湯浅です。

議案3号、番号1について、地区担当者として少し補足させていただきます。

内容は先ほどの事務局長の説明どおりですが、少し付け足しますと、現地確認調書15ページをご覧になっていただければ分かると思いますが、申請地の南側は村道に接し、北と東は譲受人の宅地となっており、西は譲渡人の宅地です。雨水は自然浸透。以上から周囲に影響は出ず、許可相当と思われますので、審議をよろしく願います。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、番号2について説明申し上げます。

議案書は8ページ、現地確認調書は17ページからとなります。

議案第3号、番号2、1筆目の農地の所在は大字山子田字坂爪1038番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,079平米です。2筆目の農地の所在は大字山子田字坂爪1047番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は615平米です。2筆の合計面積は1,694平米となっております。権利は所有権移転売買。譲渡人は山子田の方です。譲受人も山子田の方です。転用目的は建売分譲住宅用地。施設等は建売住宅101.01平米が5棟となっております。転用理由は、譲受人は申請地は日当たりもよく、高崎、前橋、渋川の通勤圏で交通の便もよく、需要が見込めるため、建売分譲住宅として購入したいとのこととございます。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのこととございます。備考ですが、除外済み。農地区分は2種農地となっております。宅地開発審議案件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 番号2について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番農業委員の高橋です。



ただいまの議案第3号、2番の件につきまして地元の委員としまして若干の補足の説明をさせていただきたいと思っております。

場所については、ちょうど役場から下ってきまして、南の道を下って、そのまま交差点のところを左に入って直進して200メートルぐらいでしょうかね、行った右側ということになります。北側は村道に面しております、西側は農地、それから東側がお墓に面して、農地も一部かかっております。南側の方ですが、高低差が2メートルちょっとの高さが南の田んぼとの間にございます。そこは擁壁を打っております。東側も現状では擁壁というような形です。

それから、19ページをご覧くださいますとお分かりのとおりなのですが、生活雑排水については合併処理、それから雨水については自然浸透。先ほどのとおり、南側については若干かなり高低差がありますので、そこ二、三メートルの間、ちょっと分けて、そこは当初の計画は6棟ということだったらしいのですが、5棟に減らして、ここは立ち入りさせないような形にしているそうです。したがって、周りに関する農地に影響はまずないと考えられますので、地区担当といたしまして許可相当と思われまますので、皆様のご審議のほうをよろしく願います。

議長 　ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

（「なし」という声あり）

議長 　なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 　全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 　それでは、議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書は8ページ、議案参考資料は20ページからとなります。

議案第3号、番号3、農地の所在は大宇山子田字関谷塚1878番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,046平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は東京都大田区の方です。譲受人は山子田の方です。転用目的は建売分譲住宅用地。施設等につきましては建売住宅101.01平米を4棟でございます。転用理由につきましては、譲受人は、申請地は日当たりもよく、高崎、前橋、渋川の通勤圏で交通の便もよく、需要が見込めるため建売分譲住宅用地として購入したいとのことでございます。譲渡人は譲

受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。備考でございます。農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議案件となっております。

以上で、議案第3号、番号3の説明とさせていただきます。

議長 番号3について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番農業委員、柳岡です。

ただいまの議案第3号、番号3番の案件につきましては、事務局長が説明したとおりでございます。地元委員として少し補足説明をしたいと思います。

場所は民宿しおざわ北200メートルのところに位置します。周りは東に太陽光発電、そして普通畑、西には普通畑、前に住宅で、北側には村道があります。下水については公共下水に接続、また雨水については新設の側溝として道路側溝に流すという方向で出ております。私としては許可相当と思いますが、皆様のご審議をよろしく願います。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号4について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、番号4について説明申し上げます。

議案書は9ページ、現地確認調書は23ページからとなります。

議案第3号、番号4、農地の所在は大字山子田字申府1773番18。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は280平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は伊勢崎市の方です。譲受人は山子田の方です。転用目的は一般住宅用地。施設等につきましては一般住宅99.49平米となっております。転用理由は、譲受人は現在村内でアパート暮らしをしているが、手狭であり、自己住宅の建築を希望していたところ、譲渡人と話がついたので申請地を譲り受けし、住宅を建築したいとのことでございます。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことでございます。備考ですが、農振除外

済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号3の説明を終わります。

議長 番号4について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番農業委員、柳岡です。

ただいまの議案第3号、番号4番につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。地元委員として少し補足説明をしたいと思っております。

場所は常将神社北150メートルの地点の西道路、そして南道路、北側には雑種地、東は宅地というところに囲まれております。下水については、雑排水については公共下水に接続、雨水等は自然浸透ということでございます。私としては許可相当かと思っております。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号4は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号5について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、番号5について説明申し上げます。

議案書は9ページ、現地確認調書は26ページからとなります。

議案第3号、番号5、農地の所在は大字新井字桃泉3554番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は410平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は茨城県結城市の方ほか1名です。譲受人は新井の方です。転用目的は露天駐車場・庭用地。施設等については駐車場・庭用地となっております。転用理由につきましては、譲受人は申請地の隣に居住しているが、敷地が狭く、自分と妻が仕事で使うトラックと自家用車の駐車ができず困っていたところ、譲渡人と話がついたため、駐車場と庭として利用したいとのこととございます。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのこととございます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号5の説明を終わります。

議 長 番号5について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番農業委員会の松下です。

ただいまの5号の案件について、事務局長の説明のとおりであります。地元委員として若干の補足説明をさせていただきます。

現地確認調書の26ページからちょっとご覧いただきたいと思います。

場所は桃泉にあります横道というバス停から西方向へおよそ100メートルぐらいです。そこを南へ入ったところでございます。そして、この土地に関しまして、北には譲受人の住居ですね。南は違う方の住居が建っております。両方宅地に挟まれた中の農地でございます。また、西側は畑でございますけれども、桃泉ですので、西から東へ水が流れるという構造になっております。また、この駐車場に整備されたときには、敷砂利をいたしまして、雨水が自然浸透という形でございますので、また道路に出てトラックが回転しないように、中で回転するような予定だそうです。地元の交通等にも支障が少ないと思います。私としては許可相当と思いますので、よろしくご審議お願いします。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号5について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ですので、よって、番号5は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号5は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号6について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号6について説明申し上げます。

お配りの資料ですが、9ページの下段、5が2つございますが、その下が6番となります。それでは、番号6の説明を申し上げます。

農地の所在は大字広馬場字井戸尻2197番8。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は252平米です。2筆目の農地の所在は大字広馬場字井戸尻2199番5。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は156平米です。2筆の農地の合計面積は408平米となります。権利は使用貸借。貸付人は広馬場の方です。借受人も広馬場の方です。転用目的は一般

住宅用地。施設等は住宅地、一般住宅。面積は91.91平米となっております。転用理由につきましては、借受人は現在、妻の実家に同居しているが、子供の成長とともに手狭となり、住宅建築を計画していたところ、貸付人である妻の祖母の了解が得られなかったため、申請地に自己住宅を建築したいとのことでございます。貸付人は借受人の申出を受け、申請地を貸与するとのことでございます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号6の説明を終わります。

議長 番号6について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

4番、村上君。

村上委員 4番農業委員、村上です。

ただいまの議案第3号、番号6について、事務局長の説明のとおりですけれども、地元委員として若干補足説明させていただきます。

現地確認調書29ページからになりますが、場所は井戸尻の信号を南に下って、ここにはセーブオンとありますが、現在ローソンですね、を下りまして、黒髪神社入り口を右に曲がりまして、鳥居がありますので、その鳥居をくぐったすぐ右側のところですよ。場所については川沿いですね。唐沢川の川沿いの場所なのですけれども、雨水は自然浸透及び傾斜によって側溝に水は流すということになっております。

以上で、地元委員としては許可相当と思われませんが、審議のほうよろしくお願ひします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号6について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号6は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号6は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号7について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、番号7について説明申し上げます。

議案書は10ページ、現地確認書は32ページからとなります。

議案第3号、番号7、1筆目の農地の所在は大字広馬場字上サ2660番1。地目は登

記簿、現況ともに畑。面積は758平米。2筆目の農地の所在は大字広馬場字上サ2665番1。地目、登記簿は畑、現況は農業用施設。面積につきましては927平米です。3筆目の農地の所在は大字広馬場字上サ2665番3。地目は登記簿、畑、現況、道路。面積は21平米です。3筆の合計面積は1733平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は埼玉県本庄市の方です。譲受人は広馬場の方です。転用目的は露天資材置場用地及び露天駐車場用地です。施設等につきましては資材置場、駐車場となっております。転用理由につきましては、譲受人は前橋で建設業を営んでいたが、隣接地の中古住宅を購入したため、事業に必要な土地を探していたところ、譲渡人と話がついたため、申請地を資材置場及び駐車場で利用したいとのことでございます。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことでございます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。宅地開発審議案件となっております。

以上で、番号7の説明を終わります。

議長 番号7について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

6番、十河君。

十河委員 6番農業委員、十河です。

地元委員として少し補足させていただきたいと思います。

現地確認調書の32ページをご覧ください。

場所は役場西の信号を井戸尻に向かって、自衛隊北門を過ぎて、宝ぶどう園さんの直売書の手前を南に下って、丁字路のすぐ角になります。畑が2筆ありますけれども、その場所の、その畑の下にある中古住宅を買われて、その隣接地の2枚になります。露天資材置場、露天駐車場としてそこを使う予定ですが、34ページをご覧くださいのように、一番南側と中間のところに貯水池を設けるそうです。今現在ある牛舎もそのまま利用して、資材置場として使われるということです。地元農業委員としては許可相当かと思われそうですが、審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番農業委員、柳岡です。

この今の補足説明の中で調整池がありますが、これはコンクリート製か、それとも素掘りか、どちらかちょっと説明をお願いします。

議長 事務局。

事務局長 議案参考資料の最後のページ、35ページをご覧ください。

35ページ、最後のページに調整池A、Bとございます。AとBそれぞれサイズが異なっておりますが、こちらのほうは素掘りということで浸透式のものとなります。一時的に貯留され、地下浸透になるということでの整備かと思われま

以上です。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議 長 それでは、ないようですので、採決に移ります。

番号7について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号7は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号7は許可相当として県知事に意見書を送付します。

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会

(午後 0時10分)